

保育園自己評価  
マニュアル

社会福祉法人 東の会

保育所保育指針第1章総則保育内容等の評価のなかで、

(4) 保育内容等の評価

ア 保育士等の自己評価

- (ア) 保育士等は、保育の計画や保育の記録を通して、自らの保育実践を振り返り、自己評価することを通して、その専門性の向上や保育実践の改善に努めなければならない。
- (イ) 保育士等の自己評価に当たっては、子どもの活動内容やその結果だけでなく、子どもの心の育ちや意欲、取り組む課程などに十分配慮すること。
- (ウ) 保育士等は、自己評価における自らの保育実践の振り返りや職員相互の話し合い等を通じて、専門性の向上及び保育の質の向上のための課題を明確にするとともに、保育所全体の保育の内容に関する認識を深めること。

イ 保育所の自己評価

- (ア) 保育所は、保育の質の向上を図るため、保育の計画の展開や保育士等の自己評価を踏まえ、当該保育所の保育の内容等について、自ら評価を行い、その結果を公表するように努めなければならない。
- (イ) 保育所の自己評価を行うに当たっては、地域の実情や保育所の実態に即して、適切に評価の観点や項目等を設定し、全職員による共通理解を持って取り組むように留意すること。
- (ウ) 設備運営基準第36条の趣旨を踏まえ、保育の内容等の評価に関し、保護者及び地域住民等の意見を聴くことが望ましいこと。

※児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第36条

保育所の長は、常に入所している乳児又は幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るように努めなければならない。

と記載されています。

(1) 保育士等の自己評価は、指導計画の中で評価が記載されているので、それをもって自己評価とします。(2) 保育所の自己評価については、各園の実情に沿って、適切な方法で自己評価を行いません。(3) 法人では、保育所保育指針及び同解説、法人の事業計画との連携を図るために、各園の自己評価を基に次の手順により、各園自己評価の取りまとめをおこないます。

1) 自己評価の方針

保育所の自己評価は、法人の理念・方針・事業計画等と密接に関連しています。近年、保育所運営は社会情勢、ニーズの変化と共に重大で多様な課題に直面しています。課題は、各園に共通する状況があり、その解決・改善が法人の事業計画の主要な課題となっています。そこで、法人各園に共通する課題を評価項目として選択し、経営会議にて評価し取りまとめます。その結果を事業の次期の改善課題として事業計画に反映し、法人全体で重要課題の解決を図り、各園の保育の質の向上を図ることを目的とする。

2) 保育所自己評価の手順

- ①東京都福祉サービス第三者評価の評価項目を参考に保育園の評価項目を選択します。
- ②様式を定めて、評価及び改善を記載します。
- ③評価結果をホームページ等で公表します。

※ 本マニュアルは、平成26年4月1日より施行する。

本マニュアルは、平成30年4月1日より一部変更して施行する。